

京都市衛生公害研究所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第168号

京都市衛生公害研究所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市衛生公害研究所条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市衛生環境研究所条例施行規則

第1条中「京都市衛生公害研究所条例」を「京都市衛生環境研究所条例」  
に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局衛生公害研究所)